

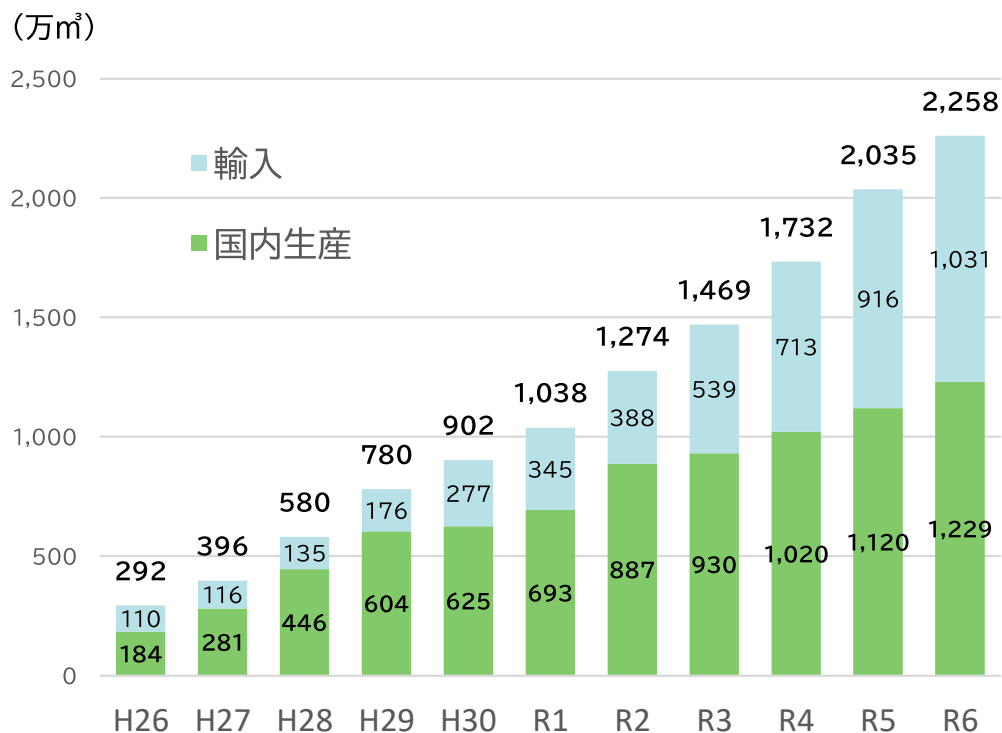
令和9年度
木質バイオマス関連予算の
概算要求について

令和8年9月
林野庁 木材利用課

木質バイオマス利用の現状と課題

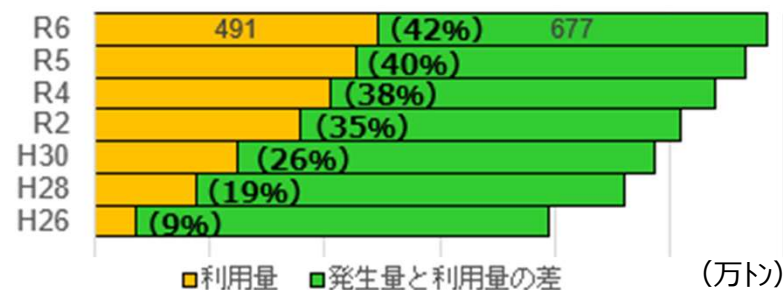
- ◆ FIT/FIP認定を受けた木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材の利用量は年々増加。
- ◆ 林地残材の利用率は3～4割と低位。木質バイオマスのエネルギー利用を進めるためには、林地残材の一層の活用が不可欠。
- ◆ エネルギー効率を高める観点からは、熱利用・熱電併給を積極的に進めることが重要。

◇燃料材利用量の推移



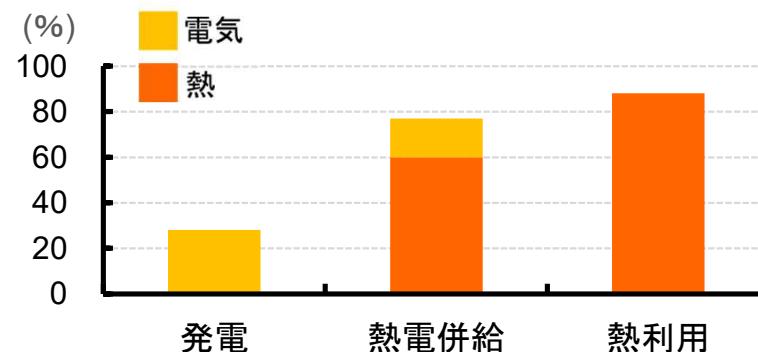
注1:「燃料材」とは、木炭用材、薪用材、燃料用チップ等用材
 注2:四捨五入の関係で計が一致しないことがある
 資料:林野庁「木材需給表」

◇ 木質バイオマス(林地残材)の利用状況



出典:農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移」
 注:林地残材は乾燥重量。各種統計資料等に基づき算出(一部項目に推計値を含む)。

◇ 木質バイオマスのエネルギー変換効率(例)



出典:木質資源とことん活用読本 図1-6 から抜粋

森林・林業政策における木質バイオマス利用

- ◆ 令和8年6月に策定した新たな「森林・林業基本計画」では、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、百年続く「森の国・木の街」の実現を目指すこととしている。
- ◆ 木質バイオマスのエネルギー利用については、カスケード利用や未利用材の活用を基本とし、森林資源の持続的利用を図りつつ、地域内での熱利用・熱電併給や燃料材の安定的かつ効率的な供給を推進。

森林・林業基本計画(抄)(令和8年6月5日閣議決定)

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(5)木質バイオマスの利用

イ エネルギー利用

木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、カスケード利用や未利用材の活用を基本とし、燃料の供給元としての森林資源の持続的利用を図ることが重要である。

このため、地域内エコシステムの構築等により、エネルギー変換効率の高い熱利用や熱電併給について地域内での利用を推進する。また、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、事例の普及、燃料品質の向上等を通じて燃料材の安定的かつ効率的な供給を目指す。さらに、関係府省連携の下、地域の農林業との調和を図りながら、エネルギー利用に適した早生樹や広葉樹の育林手法等の実証事業を進めるとともに、持続可能な航空燃料(SAF)等への活用に向けた検討を進める。加えて、木質バイオマス発電事業に関して、FIT・FIP制度における事業計画認定に伴う事前確認においては、都道府県林務部局により、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続の確認がされるよう取り組む。

あわせて、引き続き発電事業者と燃料材供給者との連携を図る。これらの取組は、木質バイオマス発電事業の自立化にも資するものである。

注:「カスケード利用」とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

森林循環利用・付加価値創出対策のうち森林集約・循環利用対策交付金のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち

木質バイオマス利用促進施設整備（拡充）

令和9年度予算概算要求額 18,551,807千円の内数（前年度 9,227,997千円）

＜対策のポイント＞

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

- 未利用間伐材等活用機材整備
- 未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組を支援します。（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）
- 木質バイオマス供給施設整備
- 未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組を支援します。
- ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電施設への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、重点的に支援します。
- また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、当該区分に応じた補助率を適用します。
- 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
- 未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組を支援します。※5
- ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、重点的に支援します。（高効率ボイラー等への入替えを対象に含める）

※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの

※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

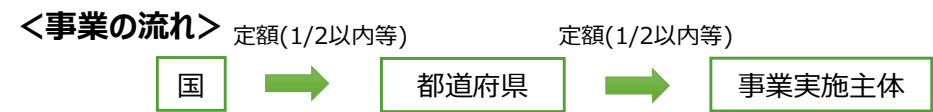
※3 農林水産省のバイオマス産業都市構想等に基づく取組である場合

※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外

※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

＜補助対象＞

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

・ 移動式チッパー

・ 林地残材収集運搬車 等

■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

・ 木質燃料製造施設

・ 乾燥施設

・ 貯木場 等

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

・ 木質資源利用ボイラー

・ 熱利用配管

・ 燃料貯蔵庫 等









【大径材等の付加価値向上等の取組を優先支援（森の国・木の街創造連携事業関連）】

大径材等の利用に伴い生じる未利用木質資源の収集・運搬、燃料製造・供給及びエネルギー利用に必要な施設等を優先的に支援（優先枠を設定）。あわせて、施設整備と一体となっていく、利用体制の検討等に必要な経費について施設整備実施者以外に対しても支援。

＜対策のポイント＞

国産材の適材適所での利用による林業者の収益の最大化に向けて、小規模な熱利用を主とする「地域内エコシステム」のモデル構築や関連する技術開発・改良の取組を支援するとともに、エコシステムの普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流による知見の伝達・共有及び人材育成等の機能を持つプラットフォームの構築を支援します。また、木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 「地域内エコシステム」展開支援事業

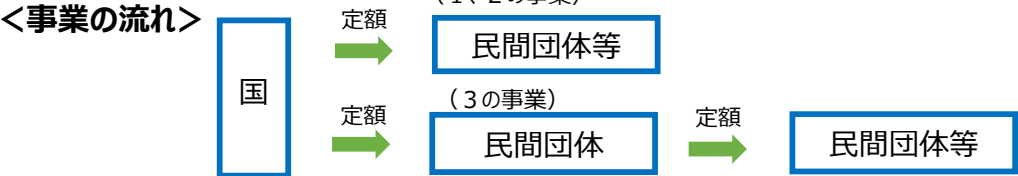
- (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業
- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。
 - ②燃料の品質向上等に係る技術開発・改良の取組を支援します。
- (2) 「地域内エコシステム」展開事業（拡充）
- 「地域内エコシステム」の普及のためのモデル地域における未利用材の需要創出効果や燃料費の削減効果等の情報提供のほか、関係者の交流による知見の伝達・共有、計画作成支援等の機能を持つプラットフォームの構築を支援します。
- また、バイオものづくり関連の情報の整理や発信、SAF向けに必要なCORSIA認証の取得に必要な調査等を支援します。

2. 林地残材等利用環境整備事業

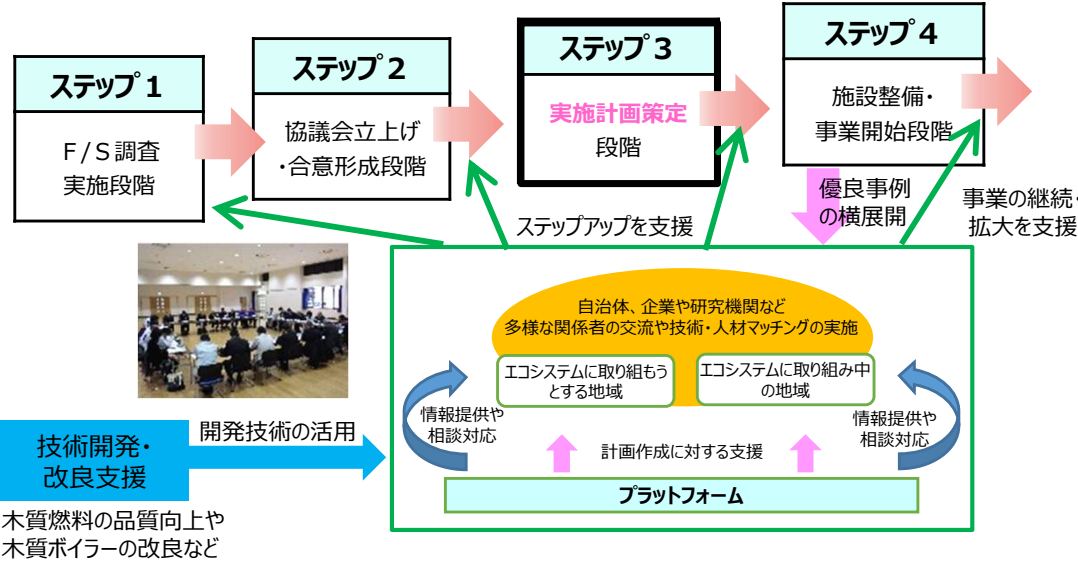
増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。



「地域内エコシステム」モデル構築とプラットフォームによる展開支援



林地残材の利用促進に向けた環境整備

